

## 食品衛生管理者登録講習会の計画の届出等 審査基準

### 【事務の根拠】

○食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第二十四条第三項

3 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前に、第一項の規定により作成した計画をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### 【参考条文】

○令第二十四条第一項、第二項

第四十八条第六項第四号の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）の実施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講習会の実施に関する計画を作成し、これに従って登録講習会を実施しなければならない。

2 登録講習会の実施者は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により登録講習会を実施しなければならない。

○食品衛生法（昭和二十三年法律第二百三十三号。）第四十八条第六項第四号

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者